

第16回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成22年10月18日(月) 14:00～15:30

場 所 大分市役所第二庁舎 6階 大研修室

出席者

【委員】

宇野 稔、島岡 成治、衛本 敏廣、松尾 直美、園田 敦子、川辺 正行、
中村 喜枝子、長野 幸子、竹内 小代美、永岡 昭代、古岡 孝信、近藤 忠志、
宮邊 和弘、安部 剛祐、野尻 哲雄、徳丸 修、泥谷 郁、神矢 壽久、小出 祐二、
足立 稔、村田 英明
の各委員(計21名)

【事務局】

企画部次長 右田 芳明、企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、
同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、
同主査 阿部 美剛 (計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長玉衛隆見)、(同主幹渡邊信司)、総務課法制室主任 河越 隆、
人事課主査 伊地知 央、広聴広報課主任 小野 貴史、
選挙管理委員会事務局主査 下村 光典、
議会事務局議事課政策調査室次長 藤野 宏輔、
(統括者・副統括者除く 計5名)

【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 佐藤 明、同主任 牧 俊孝、
同主任 島谷 幸恵、同主任 大城 存(計5名)

【傍聴者】

なし

次 第

1.開 会

2.委員長あいさつ

3.議 事

(1)調整案3の検討について

(2)その他(今後の日程等)

< 第16回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局	<p>それでは定刻になりましたので、ただ今から、第16回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。</p> <p>本日は、前回の全体会議でのご意見を踏まえ、それぞれの部会で再度ご協議をいただいた上で、事務局の方で作成いたしました調整案3についてのご検討をいただく予定となっております。皆様の活発なご意見をいただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、委員長さんにご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
委員長	<p>皆様方、改めましてこんにちは。随分秋らしくなってきた感じがするのですが、まだまだ少し暑さが残っているかなという昨今でございます。</p> <p>今日は、第16回という全体会議でございます。今、事務局からご説明がございましたような、調整案3というものを事務局レベルで調整していただき、今日お手元にあると思ひます。</p> <p>そこで、早速でございますが、調整案3のご説明をいただくに当たって、前回のおさらいも含めて、かなり詳しく事務局の調整案3で説明されておりまして、更には、調整案3の考え方というものも添付していただいております。</p> <p>そこで、お手元の資料1をお目通しいただきながら、事務局の説明をこれからいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>A3縦の資料1に沿ってご説明をさせていただきます。</p> <p>その前にですね、前回の全体会で委員長さんの方から、委員の皆様へ「条例案の修正案、対案をお持ちの方は、今回調整案3を作る前段に事務局宛お知らせください」というアナウンスをしていただきました。</p> <p>本日まで特に意見等がございませんでしたので、前回、第15回全体会に出た意見を踏まえ、今回の調整案3を作成しておりますのでご説明いたします。</p> <p>前回の議論を踏まえて、調整案2からの変更点に絞ってご説明いたします。</p> <p>資料1の表の左から2番目の枠が第14回全体会で提示した調整案2となっており、真ん中の赤い見出しが、今回修正しました調整案3となっております。</p> <p>一番右には、調整案3の考え方ということで、条文の解説を掲載しています。</p> <p>また、調整案3の本文中で、朱書きで修正している部分は、事務局が調整した箇所、緑色は、部会や全体会での議論により修正した箇所となっております。青字は、コメントを載せております。</p> <p>それでは、順に説明させていただきます。2ページからご覧ください。</p> <p>まず、第2条(定義)についてですが、第1項の市民の定義につきましては、「自治」と「まちづくり」の関係性や「市民の定義」と「行政サービス」の関係性等から、「市民」を住民のみとするのか現行のように広く</p>

捉えるのかとの議論となり、前回の全体会で市民部会において、再検討をするということになりました。

10月1日に、市民部会を開催しまして、かなり突っ込んだ議論をいたしました。その結果、市民の定義については、現行のまま広く捉えるということ結論付けましたので、現行のままとなっております。

また、青字で記載しておりますが、第2項の「市長等」の定義につきまして、現在案の定義の方法では水道局は含まれていません。

しかしながら、本条例案の内容は、特に水道局の業務内容を除くものではありませんので、水道局も含むような定義にした方が良いのではないのでしょうかという問いかけでございます。

水道局を含む場合は、ここに記載しております「この条例において『市長等』とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関及び水道事業管理者をいう。」ということになるかと思えます。ご検討をいただきたいと思えます。

続いて、第3条（基本理念）と3ページの第4条（基本原則）につきましては、前回の全体会にて承認をいただいた理念部会案をそのまま載せ替えております。

それから、第5条(市民の権利)第2項ですが、先ほどの市民の定義でご説明いたしましたように、「市民の定義と行政サービスの関係性」について、市民部会で検討を行いました。その結果、「市民を広く捉える」ということを再確認したわけですが、前回全体会でもご意見をいただきましたように、「行政サービスを受ける権利を有する。」とすることは、大分市へ通勤・通学する市外居住者も住民である大分市民と全く同様のサービスを受ける権利があるというような、誤解が生じる恐れがあるために、条文を少し柔らかくする意味で「市民は、公正な行政サービスを受けることができる。」と変更することにしました。後ほど、皆様のご意見をいただければと思えます。

ここで、行政サービスと市民の関係の参考として参考1という資料をご覧ください。

前回の全体会で大分市民のみを対象とした行政サービスと、対象を限定しない行政サービスがどのようなものがあるかというご意見がございました。全てを網羅するのは困難でしたので、法制室にお願いして代表的なものを抜き出したものです。

こちらでは、大分市の住民のみを対象とした行政サービスと、大分市民に対象を限定しない行政サービスを例示として掲げております。

若干内容を説明させていただきますと、大分市の住民のみを対象としたサービスといたしましては、例えば、公の施設の利用でありますとか、生活保護の給付、住民票の交付、市立小中学校での教育などがあります。これはそれぞれ、上位の法によって範囲が大分市民ということで限定されているようでございます。

ただ、この中で、中ほどの 印に記載していますが、事務の委託でありますとか、機関の共同設置、公の施設の区域外住民への共用等の規定がございます。これらの方法を使えば、一定の議決を採るなどの手続が必要に

なりますが、そうすれば、大分市民以外へのサービス提供も可能になるものでございます。

具体的に例を挙げておりますけれど、例えば、住民票については現在大分市の住民票を別府市などで取れたり、別府市の住民票も大分市で交付するなどの方法もとっています。また、公の施設でも基本的には大分市民を対象とするものですが、例えば、高崎山自然動物園ですとか関崎の海星館、野津原の宇曾山荘など、こういったものはもともと外部から人を呼ぶということを目的とした施設ですので、市外の人に利用させないということを前提とした施設ではございません。そういった意味で例外が一部あるということをご認識いただければと思います。

また、大分市の住民であっても、例えば生活保護の給付のように、全ての住民が全ての行政サービスを受けることが出来るというのではなく、その個人個人に応じた行政サービスが受けられるものであることをご理解いただきたいと思います。

そして、大分市民を対象を限定しない行政サービスの例として、幾つか挙げておりますけれども、例えば市道の整備、管理は大分市民に通行を限定するものではありませんし、救急搬送につきましても大分市民でなくても要請があれば搬送します。また、戸籍関係につきましても、大分市に本籍があれば市外居住者であってもサービスを提供できますし、騒音規制等につきましても、大分市の住民だけから苦情を受けるということではございません。資産証明の発行につきましても、大分市に財産がある人ということですが、いわゆる大分市民を対象を限定しない行政サービスも相当数あるということをご理解いただければと思います。

以上のことから、大分市に住所を有する人と大分市に住所を有する者以外の通勤・通学する人にも、それぞれの必要性に応じた行政サービスが受けられる実態があることから、「行政サービスを受ける権利を有する。」から「行政サービスを受けることができる。」との部会意見が整ったところでございます。

次に、資料1にお戻りいただいて、4ページの第7条（議会の基本的役割等）についてですが、ここは、前回の全体会で議会から報告がありました修正内容をそのまま載せ替えております。

次の修正箇所は、7ページの上から三段目、（危機管理体制の整備等）ですが、ここの条文につきましても、第30条からこの位置に移動させたものですが、後ほど第6章の方でご説明させていただきます。

それでは、9ページをご覧ください。上から3段目、（多文化共生）ですが、前回の全体会で「何らかの形で復活をさせましょう」ということになりまして、事務局で調整をさせていただき、市政運営部会の方には事前にお知らせをさせていただきました。

結論といたしまして、第6章まちづくりの推進の章に、第31条として（多様な文化の尊重等）という項目で、「市民、議会及び市長等は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めるものとする。」という内容を載せております。

ここで、主語が「市民、議会及び市長等は、」となっておりますのは、過去の部会での議論の際に、今後のまちづくりにあたっては、様々な文化や価値観を尊重しながら一人ひとりが取り組んでいく必要があるという議論の中から、この条文の対象は市民であって議会でもあって当然行政も対象であるという部会の総意により、当初から「市民、議会及び市長等は、」とされていたものであります。

ということで、以前あった（多文化共生）を（多様な文化の尊重等）として、第6章に第31条として復活をさせたわけですが、ここで少々、条文の並びについて、事務局の中で意見が出まして、第6章のまちづくりの推進の中で、（都市内分権）と（地域コミュニティ）、（連携及び協力）、（危機管理体制の整備等）とありまして、その主語は全て「市長等は、」ということからはじまっています。

そこへ、（多様な文化の尊重等）ということで、条文の流れとして位置的には（連携及び協力）の次に持ってきました。

また、「市民、議会及び市長等は、」という主語から始まる条文ですので、この章の最後にあるのが座りが良いということで、そうすると、どうしてもこの章において（危機管理体制の整備等）の居場所が無いと言いますか、座りが悪く思えましたので、もともとこの条文があった第4章、行政運営に戻したという経過でございます。

併せて、資料に青字で記載していますように、第6章のタイトルが「まちづくりの推進」ということであれば、この（危機管理体制の整備）という項目がここで良いのかという疑問も出まして、もともとあった行政運営の方に戻したという経過もございます。

そのため、旧第30条の（危機管理体制の整備等）につきましては、7ページに新たに第20条として移動をさせた形になっております。皆様方のご意見をいただければと思います。

なお、資料1の右端の調整案3の考え方につきましては、過去の部会での議論などを参考に、それぞれの条文の考え方を事務局なりに記載しております。

今後、逐条解説などを作成する際の基礎となるものと考えておりますので、追ってご意見をいただければと思います。以上でございます。

委員長

どうもありがとうございました。それでは、今日の全体会では、ただ今事務局から説明がありましたポイントにつきまして、委員の皆様方からご意見をいただきながら、ここで結論の出るものにつきましては結論を出させていただく方向で司会をさせていただきたいと思っております。

今から私が皆様にご意見を伺いますのは、事務局からのご説明があった部分でございまして、それ以外に問題点が残っているというようなご指摘もあるやもしれません。それについては次の段階でお出しいただければと思います。

それでは、最初から進めさせていただきたいと思っております。まずは2ページのところに「水道局」が入っていなかったというわけでございます。

ここに「行政委員会」は入っているんですけど、独立した存在の企業

体が入っていないということでございます。ですから、水道局は独立した組織となっていますので、入れるという提案でございますが、いかがでございましょうか。これは、非常にもっともだという感じがするんです。「今まで気づかなかった」という感じのところではないかと思いますが、よろしゅうございましょうか。

市民の皆様は、「市の水道局」と言っても大分市と区別していませんけれども、組織的には独立した組織ということでございますので、これはよろしゅうございましょうか。

はい、特にご異論が無ければ付けさせていただくということで、次に行かせていただきます。

次は、2ページの青字の部分でございます。15回の検討委員会において承認された部会案の修正でございます。ここに書かれているような内容に修正すると。左と真ん中とお比べいただければと思います。特にこれは今日初めて示されたものではございませんで、全体会で承認されたことを文言化したというところでございます。

よろしゅうございませうかね。また後で、「ちょっと言いそびれた」というところがございましたら、お出しいただければと思います。

それと、ちょっと私の司会の不手際で、今日、私どもがやっている作業は、これで条例が確定されるわけでもなくてですね、これから一般市民の皆様方にご意見をうかがうわけでございますね。

パブリックコメントというような方式が一つありますし、今度は各地域における集会に出向いて行ってですね、膝づめで親しくお話しさせていただきながら、また親しくご意見を賜るといふ、そういうことが必要かと思っておりますが、そのための「たたき台」ですね、あくまでも案が無いと意見の伺いようがないもので、そのたたき台という意味合いの素案作りというようにご理解いただければと思います。ちょっと前後して申し訳ございませぬ。

それでは3ページにまいりましょうか。3ページの15回において一番上の枠組みでございますが、15回検討委員会において承認された部会案の修正でございます。緑のところをご覧くださいませ。(1)のところがちょっと詳しくなっておりますね。それから、(3)のところは「協働の原則」といふような言葉として出てきております。特にご意見は無いでしょうか。よろしければもう一つ先に行かせていただきたいと思っております。

同じ3ページの青のところでございます。ここのところは非常に微妙な表現が問題になってくるわけですね。それで今日は「参考1」まで用意していただいたんですけど、同条の第2号で「市民は行政サービスを受ける権利を有する」と、こう言い切ってしまうと、行政サービスの中身は様々ございまして、大分市に住所を置く人しか受けられないサービスもあるし、そうでないサービスもあるというようなことで、「市民」の定義を広く捉えるという前提に立ちますと、ここのところはもう少し柔軟な表現をした方がよろしいのではないかということからですね、「市民は、公正な行政サービスを受けることができる。」と、権利を有するというのではなくて。

「公正な行政サービスを受けることができる。」、ですから、公正でないサービスは当然、受けられない。で、「公正なサービス」は何で決まってくるかというところ、法律で決まってくるし、条例で決まってくると。そのところのご理解をいただきたい。「市民」だからといって、「広い地域市民として、私は『市民』だ」と言って、大分市民に限定したサービスを適用しるとは言えませんということです。

非常に、この「公正な行政サービス」というものはご苦労があった表現ではなかろうかなと思うところであります。「権利である。」ではなくて、「受けることができる。」と。

「公正な行政サービス」は受けることができる。「あなたにとっては、それは『公正』ではありません。」となれば、「大きな定義としての大分市民」であっても受けられない。

全体をもう少し見てまいりましょうか。次に4ページにまいりましょう。4ページは前回、副委員長からご説明のあったところでございます。

議会の先生方の中でご議論された結果、「こういうのがどうであろうか。」ということでございます。もう、ご説明いただいたとおりの内容となっております。ここももうよろしいのではなかろうかと思えます。

はい、それでは次に、5、6ページは飛ばさせていただきます、7ページにまいります。

7ページは、9ページからの絡みでございます、(危機管理体制の整備等)というのがここに入ってきているんですけど、これはちょっと最後に、9ページの絡みがありますので最後にさせていただきます、その手前の一つ、9ページでございますが、多文化共生の規定でございます。

これは、前回、「そういう規定が必要ではなかろうか。」というご意見が出されまして、それで、私は「直接それに係る部会でお話をさせていただきますでしょうか。」というような、非常に失礼なことを申し上げてしまって、後悔をしているわけでございますけれども、実は、その部会では「これは必要である。」というようなお考えの下に条文化の必要性を捉えられておられたんですけども、全体会の中で、これは削除されたところでございます。

削除されたところで、その当該部会に「もう一度ご考慮を。」というのは、これはもう結果として大変失礼な言い方をしてしまったと反省しているところでございますが、そういう関係です、事務局の方にお任せをいたしまして、「ちょっとこのところを事務局の方でやっていただけないか。」ということございました。

(多様な文化の尊重等)と、31条でございます。これは従来の内容を復活させていただいたということになっております。内容的には変化ございません。

それで、全体のご意向といたしましてはですね、「復活することがよろしいのではないか。」というご意向のようにございましたので、こういうふうに復活させていただいているわけでございます。よろしゅうございませぬか、このところ。

はい、どうぞ。

副委員長	この多文化共生の問題ですけれども、「～一員として受け入れられる環境の整備に～」ということで、具体的に何を指すのか、説明をお願いします。「環境の整備」、目的、どういうことを言っているのか、事務局の方で。
委員長	どなたからでも結構です。
事務局	<p>「環境の整備」という表現をしておりますけれども、市民、議会、市長等、いわゆる「市全体で」ということを前提に考えさせていただいておりますけれども、ここで表現したかったのは、部会の議論に当然、礎があるのですけれども、いろんな価値観、文化をお持ちの方が市内にいらっしやると、そういった全ての価値観を互いに尊重するような土台が必要であると。で、これは具体的な制度ということで何が想定されるかと言うと、市が何か法的に整備するというところまで厳密なことではなくてですね、中にはそういうこともあるんですけれども、要はそういう環境を精神的、内的な面も含めてですね、そういった価値観が受け入れられるような啓発活動を行うですとか、市民一人ひとりがそういう意識を持っていただくような運動をしますとかですね、そういった方向になってくるのかなと思っておりますけれども。</p> <p>これを基にしまして、市であればいろんな具体的な政策、市民であれば運動というようなことに広がっていく可能性はあるかなと思っておりますけれども。</p>
副委員長	<p>「環境の整備」と言ったら、具体性を問われる部分になってきますので、今の説明だったら何の説明にもなっていないので。</p> <p>市民からここを、多文化のいろんな人達から突きつけられときにどう説明します？具体的にどういうことかという部分があるなら「環境の整備に」ということはいるでしょうけれども、そこまで踏み込んでいない今の説明であるならば、「受け入れられるよう努めるものとする」ということで、「環境の整備」はカットして、いわゆる具体的にというか「環境の整備」という言葉が重過ぎますよね。</p>
事務局	<p>表現についてはご議論いただいてですね、十分変更の可能性はあると思っておりますけれども、具体的な例と言え、市政に限って言えば、「差別をなくそう」ですとか、「男女共同参画」ですとか、いろんな政策はあるとは思っておりますけれども、この条文は市政だけに係るものではありませんので、それ以外については具体的にどのようなものがあるのかというのは事務局からはなかなかお答えがしづらい部分がございますので、若干中途半端な説明になりましたけれども、市政としてはそういうことがあるのではないかというふうに思っております。</p> <p>表現についてはご議論いただければと思っております。</p>
委員長	はい、ありがとうございます。この点につきまして皆さんのご意見が

ございましたらお出しいただけますでしょうか。

例えば、日本、特に大分では聞いた事はございませんけれども、「多文化共生」で、アメリカなんかではスペイン語をしゃべったり、中国語とか韓国語とか日本語をしゃべる、それが母国語であるという住民が一杯いるんですね。そういう方々が学校教育で英語で授業をやられますと、ついていけないんですね。ですから、そういった英語が母国語でない方々の特別教室を作っているんですね。そこで、英語の習得になるようなカリキュラムを作っているというようなことがあるようでございますけれど、それもですね、ある学校ではやっているけれども、ある学校では「うちはとてもそこまで手が及ばない。」ということで画一的にやっているのではなくて、出来るところからやっていくというようなことを努力されているようですが、おそらく、ここで事務局が作られた「環境」というのは、そういった、前向きに取り組むと、「日本に来て知りませんよ。国に帰って言ってください。」ということではなくて、やはり、日本で文化的になじむような面を持ちながら自己の固有の文化も大事にしていくような、そういう生活ができるように、積極的という言葉を使うんですかね、前向きというんですかね、そういうように努力をしますということで、「努めるものとする」というよりも、ちょっと積極的な表現ではないかなと思うんですけれどね。私はそういうふうに理解するんですけれど。

はい、どうぞ。

委員

私はいろいろ申し上げてきたんですが、とても良い案にどんどん集結して、うれしく思っているんですが、私は弱者に携わる活動をたくさんしてきました。そのことで、この条例のこの部分というのは、今は委員長がおっしゃった意味で障がいがあるとなかろうと、男であろうと女であろうと、どこの国の人であろうとですね、そういう環境が用意されるという意味でとても意義のある条文なんだなということを今確認しましたが、それが「環境の整備」という言葉で良いかどうかというのは、少し分からない面がありますが、何らかの形で今のをできると良いなと思っています。

委員長

はい、ありがとうございます。いかがでございましょうか、部会長さんの方はいかがですか。

部会長

「環境」という言葉は多分、幅広い意味合いがありますので、多分、副委員長さんは、結構、物理的な環境をイメージされていて、「何か作らないといけないのではないか」ということで思われたのだらうと思います。

そういう誤解があるのだとすれば、少し他の言葉で替えた方が良いのかもかもしれませんが、ここで言っている「環境」というのは、多分、私どもの中で考えたものっていうのは、むしろ社会体制を含めた...、そういうものです。

そういう物理的なものになることもあるでしょうが、それ以前の、なんと申しますか、話し合うというか、そういったものを広く「環境」と捉え

副委員長	<p>て、ここでは「環境の整備」ということを言っているのであって、決して物理的な意味での「環境を何とかしましょう。」とか「どこかに施設を作りましょう。」とか、そういうことを、今、この段階で言っているわけではありません。それなら言葉尻をもう少し変えても良いかもしれません。</p> <p>ソフトの部分、人の受け入れの部分からの発想から多文化共生という今の時代の流れの部分として、ここに復活してきていると思うんですけども、先ほど言われたとおりで「環境の整備」という言葉には、やはりそこを突いてくるというか、そういう人はいないとは思う、いわゆる善意で解釈できる部分と、また悪意で解釈してくる部分とがあると思いますので、その部分を考えた中で「環境の整備」の部分については、ちょっと言葉としては重いものがあるというふうに感じております。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。このところは、これから議論の必要性があるかと思しますので、将来的にパブリックコメントにおいても市民意見交換会においても、この言葉を使うとすれば、副委員長がおっしゃったような意味合いではないという、部会長さんがおっしゃったような意味合いであるということを確認して、そして、より皆さんがおそらく、副委員長さんが危惧された点を「それだよ、それを実現するということなんだよ。」ということをおっしゃる方は一人もいないんじゃないかと思しますので、そういう副委員長さんの危惧が無くなるような、そういう工夫をした表現がないかどうかを、今後ちょっと検討してみたいかがでしょうか。</p> <p>事務局の方、さらには出来たら部会の方でもお知恵を提供していただければと思いますが。今日のところは、どうするこうするではなくて...、事務局何かございますか。</p>
事務局	<p>確かに、今、副委員長さんがおっしゃるように、この文章の表現がですね、よく見ると、最初の方ですが、「理解し、尊重することにより」と、こういう書き方を、これは手段なんですね、そして後で「環境の整備に努める」と、この文意は、先ほど委員さんからもご説明がありましたように、「理解し、尊重することにより」と、これが手段ですから、ほとんどがそういう啓発活動とかいうのが主な手段だと思います。</p> <p>そして、その結果、大きな環境が整備されるという、そういう趣旨で書かれているのだろうとは思いますが、ただ、その「環境の整備」というのも副委員長さんがご指摘のように、これも手段のような表現になっております。だから、「理解し、尊重する」ということと、「環境を整備する」というのが並列のような意味合いでとられる恐れがあるというご指摘も分かりますので、こちら辺は再度、そういう誤解が生じないように、表現を考えたいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。それでは、今、事務局からご説明のありましたような方向で、表現の仕方について再検討するというところでいかがでし</p>

ようか。

予定ではですね、もう一回、全体会が一週間後に開催される予定ですので、時間的な空白が一週間ほどありますので、その間にご準備をさせていただいて、次回、この件についてご提案いただいて検討させてもらいたらいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。特にご異論が無いようでございますので、そういうふうに対応させていただきたいと思います。

それでは、もう一点ですね、7ページと9ページに関わるところでございます。9ページの第30条（危機管理体制の整備等）を、条文の章立ての座りからしてですね、20条の、第6章のまちづくり推進というのとちょっとそぐわないので、第4章行政運営に移動させてはどうだろうかということで、内容的には変わらないんですけども、条文の移動をやってみてはどうだろうかというご提案でございます。

特にご覧になっていただいて、「もっと収まりが悪くなった」とかいうことであればいけませんけれども、この点は条文の移動で、内容的な変化ではございませんので、一応、「特にこれはいけない」ということであれば、次回ご意見を賜るということによろしいでしょうか。特になければ原案どおりということにさせていただきたいと思います。

やっぱり、全体をずっと見渡さないですね、「今、瞬間に言われても困るよ。」という部分もございまして、確認は、「条文の内容の変更はない、条文の移動、章の移動を行う。」ということですね。その他のご意見をいただきたいと思います。

それですね、事務局からご説明をいただいた部分については、皆さん方の全体会議におけるご承認、さらには再検討等々のご指示をいただいたところでございます。

そこで、この他ですね、全体として議論が尽くされていないという部分、ご指摘をいただきたいと思います。どなたからでも結構でございます、よろしくお願いします。

...特に無いようでございますので、第3次調整案につきましては、概ねよろしかろうというご同意をいただいたというふうに判断させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次のテーマに移らせていただきたいと思います。今日の全体会議の今までの過程の中で、ほぼ、調整案がまとまってきた、固まってきたという状況が出てまいりました。

そこで、この条例の制定に向けて、一つのステップを踏み出す必要があるかなと思います。すなわち、次回の10月25日の会議の後の段取りでございます。その段取りをですね、それなりに取り付けておかないと、大変いろんな口スが出てくるのではないかとということでですね、いわゆる、「こういう素案を我々、用意させていただいております、一応、市民の皆様にお示しする状況になりました、とくにご意見を賜って、そのご意見を踏まえて、制定に向けて、確定案に向けて審議を行う段取りにさせていただきます。」ということでございまして、ステップとしては一つはパブリックコメントで広く市民の皆さんから広くご意見をいただくということ、それからもう一つは、膝詰めで、これは議会の先生方が議会基本条

例をご制定されるときにもやられたお手本がございまして、地域に出向いて行って親しく話を聞かせていただくという作業をやらせておられます。

これはぜひとも、私どものこの自治基本条例についてもですね、やらせていただいたらよろしいかなと思っておりまして、大変、勝手なことで申し訳ないのですが、私の方としてもそろそろ調整案のまとまりが10月の2回の会議でできるのではなからうかということで、それが決まって次と言うと、また会場を押さえたりということで大変な時間がかかりますので、本当にたたき台でございます。

あらかた、「こういうスケジュールでこういう場所でやってみたらどうだろうか。」ということで委員の皆様方にお示しするときに、「どうだろうか。」と言いながら会場が取れなかったというのも大変失礼ということで、仮押さえです。

正式に決まった段階で予約と言うんですか、可及的速やかに申込みをさせてもらいますけれども、「今日の段階で」ということで仮押さえさせていただきましたスケジュール案の方を事務局の方に私の独断ということで作ってもらっておりますので、ちょっとそれをお示しいただけますでしょうか。

(スケジュール案配布)

お手元にお配りさせていただいたでしょうか。ちょっと、ざっとお目通しさせていただきたいんですけども、たたき台といたしましてはですね、11月の11日から月末にかけて、ほぼ毎日でございます。ただし、毎日ではございますが、委員の皆様方に毎日ご足労をいただくということではございませんで、私の私案でございますが、一チーム6人くらいでやらせていただいたらどうだろうかということでございますね。

で、各チームには、部会が今五つありますけれども、それぞれ部会長さん副部会長さんがおられます。その部会長さん副部会長さんと後4人くらいのメンバーで、6人くらいで回るのはどうだろうかというのがあくまで案でございます。「もっと人数を多くした方が良い。」とかですね、「もっと少なくても良い。」とかですね、いろいろあるかと思うのですが、そういう思惑の中で、委員の皆様方にスケジュール調整をさせていただきながら、どこかに入らせていただくことになるかというたたき台でございます。

同一の部会のメンバーが全員揃ってというのではなくて、バラバラになってですね、やっぱり部会の委員の方々は専門性のあるところでやってこられましたので、「この条文についてはこの部会の委員さんが良い。」とかいうことで、全員、部会の方が入るようなことが一番理想的かなと思います。第一部会から第五部会まで一人の方が絶対おられるということですね。

それに向けて段取りをさせていただきますときに、私は勝手にですが、以前から「ぜひ、委員の皆様方に地域の説明会には出ていただきまして。」というような話をしてきました。

そうなったときにですね、「誰が来るやら分からない。」というなかで、「どんな質問が出るやら分からない。」というところでございます。そう

いう事でございますので、「いきなり、ただ『行ってきてください』だけでは荷が重過ぎますよ。」ということにもなるかと思いますので、この説明会に向けてですね、可能な限りのマニュアルをですね、「各会場最低限、このことは全員、どなたか司会者が述べていただきましょう。」というようなマニュアルを作って、そして、そこにいろんな質問が想定されますので、想定された質問に対して答えられるような、マニュアル集を作って、それを予習していただいて、「特にこの部分については」というようなことが出たときには、出来たら専門の部会の委員さんから「我々はこういうことを考えてきた結果、こういう条文になったわけでございます。」ということをご説明いただければと思います。

で、この場はですね、あくまで議論をする場ではございませんで、ご意見を賜るといふ場でございますので、一般市民の皆さんと侃々諤々の議論をして「あなたが間違っている。」とか「部会は間違っている。」というようなことではなくて、承る、聞かせていただくということで持ち帰っていただく。広く意見を収集させていただくということでございます。

そのためには「意見を言うにも、内容が分からなければ意見の言いようがない。」ということになりますので、改めて説明させていただいてということでございます。

で、どの程度までの資料をお配りして、どうしたら良いかということまでは、全然、まだ白地の状況にあります。それは次回のスケジュール案が「良し」と、「それで良いんじゃないか」と今日お認めいただけましたら、「次はどういった程度のマニュアルを作ってやっていくのが良いかな。」ということをご説明をさせていただくという段取りを踏みたいかなと思っておりますが、勝手にしゃべってしまいましたけれども、まずは、こういう段取りでやらせていただくと、具体的に、「ちょっと待ってください、私のところから坂ノ市までは遠いんですわ。」とか「各自が勝手に行かないといけないんですか。」とかいろんな問題点もあろうかと思います。

そういうことについてもですね、次回、親しくご相談させていただきたいと、出来るならば、「近隣のところに行っていただくのを原則にする。」とかですね、交通手段で、車のある方は「そのまま行った方が良い。」と、「ちょっと交通手段がないんだ。」という方は市役所にご集合いただいて、それで行くとかですね、ある程度まとまった人数になれば、タクシーを利用していただくとか、いろんな方法があると思います。

出来るだけ合理的に、節約の精神で、やらせてもらったら良いかなと思うところがございますが、全体を通してですね、この日程それから場所ですね、時間的には一時間半程度の想定ということで、二時間はちょっと長すぎるし、一時間半位であれば十分かなというところの常識の時間帯なんですけれども、しかもこれは昼間しますと働いている方お見えになれますので、夜ということで19時からということにさせていただいたらどうだろうかというわけでございます。

はい、ご意見いただきたいと思っております、よろしく願いいたします。

委員

どういふ方を対象に集めるんですか。

<p>委員長</p>	<p>それも含めて、広報の仕方ですね。「全て、ご興味のある方はどうぞ。」というやり方とかですね、特に前もって自治会長さんとか隣保班長さんとか、そういう方に予め「ぜひ、よろしく。」と声をかけるとか、そして、その他の方にも市報を回していますね、市報は一部ずつですけれども回覧板というのもあります。ああいう形で全戸にですね、ご案内するという方法もあると思います。</p> <p>決まりましたら、一刻も早い方が周知徹底が出来ますのでね、今日、日にちと場所で良いとなれば、どなたが行くかは、また後で調整出来ますので、それだけで各自治会長さんにお渡しさせていただくとかね、とかいうことは出来ると思いますので。</p> <p>私の気持ちとしては、その段取りの期間は一日でも早い方がありがたいという気持ちです。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>副委員長</p>	<p>日程の問題は後で検討させていただきますけれども、事務局に確認ですけれども、この「自治基本条例意見交換会」ということで開催を予定していますが、市民に訴える場合の際も「自治基本条例」ですか。「(仮称)自治基本条例(まちづくり基本条例)」ということていくということて、この前確認したんじゃないんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>先般の市民部会の方で、部会長を務められております副委員長さんから具体的なご意見が出されるというふうに私ども受け止めておりましたので、市民意見交換会等につきましては、この場でもってですね、どういう形で名称をお示しするかというのを決めていただければありがたいなというふうに思っております。</p>
<p>副委員長</p>	<p>先般の第15回の会議か14回の会議で名称について、私の方から意見を出させていただきましたけれども、その際に、名称については今後という話も出ておりますので、「仮称」ということで今の段階ではいくと、「自治基本条例」でいくのか、「まちづくり基本条例」でいくのか、そこは分からないので、「仮称」ということで、括弧書きでいくということて言っておりますので、全てこれからはそういう方向でお願いしたいということてです。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、まずは「仮称」というのはぜひ付けていただかないといけないというのは、もうご異論は無いかと思います。決まったわけではございませんのでね、名前が。</p> <p>そこで、「自治基本条例」というネーミング、「仮称」のネーミングと、「まちづくり基本条例」というネーミングの関係をどういうふうに位置づけるかということてですね。</p> <p>やり方としては、対等な関係として持っていくとかですね、「(仮称)自治基本条例」として、今度は括弧をつけてですね、((仮称)まちづくり基</p>

本条例)というようなやり方もあろうかと思えますね。

「まちづくり基本条例」というものはネーミングとして、消えたわけではないと、しかし、全体会議の中での収まりとしては、一応、今のところの「仮称」ですから、二つ出すよりも一つ「自治基本条例」という形で出した方がよろしいのではないかとかですね、いろいろご意見があろうかと思えます。「名前が決まったわけではない」という前提です。

これを我々が成案にするときの残される課題になっていくかと思えます。あくまでも市民の皆様方に声を返していただくわけでございますね。そういうところで、どういう扱いが一番よろしいのか積極的なご意見を賜われればと思えます。非常にこれは、これからの具体的な段取りで重要な話になってまいります。いかがでございましょうか。

ご意見が出ませんので、私の感触で言わせていただきます。

全体会の司会をずっとさせていただいて、今日、第16回を迎えております。その中で、あくまで個人的な感触ですけど、多くの委員の皆様方は、「『自治基本条例』で良いのではないか。」というご認識をお持ちであると思っておりますけど、いかがでしょうか。それは間違いでしょうか。特にご異論はございませんか。

となると、「(仮称)自治基本条例」と「(仮称)まちづくり基本条例」が対等な関係というのは、この全体会の意向を示すものではないということになるのですが、よろしいでしょうか。

そうなりますと、後の選択肢は二つです。((仮称)まちづくり基本条例)と括弧をつけるか、その名前はなくなったわけではなく、市民の方からそういう条例の名前が良いという声が出る可能性も十分あります。現に全国を調査しますと、相対的には数は少ないですが、「まちづくり基本条例」と銘打った条例もたくさんあります。相対的には圧倒的に「自治基本条例」なのですが。そうなりますと、そのネーミングについてはまだペンディングだということで、我々の今の段階で市民にお示しするときの案としては、「(仮称)自治基本条例」ということでいくのはいかがかなというのが、私の提案でございます。

副委員長

拘りますけど、その「(仮称)自治基本条例」ということで提案すると、いわゆるその名前が「仮称」であっても、市民に対する意識付けという部分でコンクリートされてくる場合がありますので、やはりそこには、選択肢を広げる意味でも括弧書きでも良いので、結局は大分市のまちづくりの方向性を決める条例になるわけですので、(まちづくり基本条例)という名称を市民に提示して、そして最終的には公募で名称をもらうという形になろうかと思っておりますので、「(仮称)自治基本条例(まちづくり基本条例)」というような、二つの意味を提起するという部分で行くべきではないかなと思っております。

「自治」と言うとやはり「住民自治」という考え方の中で市民は捉えてくると思えますので、そういったときに市民の定義の部分で、「なぜ市外から来る人を市民にするのか。」という問い合せは必ず出てくると思えます。そういったときにどう説明するのか、「今ここに書いているからこの

	<p>ままでよろしく願います」という説明では、説明になりませんので、やはり、大分市のまちづくりに協力を願うという部分で市民の定義を拡げているということがありますので、そういった選択肢をより多く提起するというので、私は両方提起するべきだと考えております。</p>
委員	<p>どちらの案でも良いと思うのですが、ただ少し気になるのは、「まちづくり基本条例」と「自治基本条例」と二つが一度に出てきますと、そのどちらがどうなんだという議論で、時間を取られて、肝心の本文の説明が浸透しないというか、二つの違いがどうだこうだという議論に入り込んでしまって、本文の肝心なところの説明がきちんと出来る時間が極めて苦しくなるという心配があると思うのですが、その辺をどのように考えるかということに気にかけています。</p>
副委員長	<p>それは、条例の名称に関わる問題なので、先に説明しておけばその部分に関する質問等は出てこないのではないかと思いますけど。</p>
委員長	<p>私、個人的に危惧していますのは、この1ページ目の章立ての中で第6章に「まちづくりの推進」というのがあるんですよ。</p> <p>そうなりますと、その「まちづくり基本条例」とこの「まちづくりの推進」はどういう関係になるのかという質問が必ず出てくるかと思うんですよ。</p> <p>そうなったときに、「それは予定しておりました、そのとおりなんです。」というふうになるよりも、「ここで言うまちづくりよりも広い意味合いのまちづくりであって、それをイコール自治基本条例と呼んでいる。」というふうに説明した方が良いのではないかと思うんですね。</p> <p>というのは、「まちづくり」というのは定義がものすごく広かったり狭かったりするわけですよ。「通りをきれいにしましょう」というのも「まちづくり」ですし、このような最高法規性を持った条例の中のまちづくりも極めて広い意味での「まちづくり」であるので、多義性があるというのに少し私自身は拘りがあるんですけれどね。</p> <p>副委員長がおっしゃっている「まちづくり」の意味合いと、私が言っている「自治基本条例」とは全く一緒だと思います。一緒と思うのですが、その中身の捉え方がかなりいろんな捉え方をされるということでございますので、もしもネーミングを正面から「まちづくり」というふうに出していきますと、第6章の「まちづくりの推進」というところを、もう一度表現的に精査していかなければいけないというふうになるのかなと思うんですね。「広義のまちづくり」と「狭義のまちづくり」なんか言うと、より分からなくなってくる。</p> <p>お子さんたちには全く意味が分からない文章になるかと思うので、いかがでしょうか、条例の名前については、解決済みではなくて「まちづくり基本条例」も根強くその主張があるということを踏まえて、しかし、この度は、一応条文の体裁等から考えて、「自治基本条例」にさせていただくというわけにはいきませんか、副委員長。</p>

	<p>(拍手あり)</p>
副委員長	<p>括弧書きではだめなのですか。括弧書きで入れておくというのは。(仮称)自治基本条例、括弧書きでまちづくり基本条例という形で提起することではだめなんでしょうか。</p>
委員長	<p>はい、委員の皆様からのご意見を賜ります。</p>
委員	<p>副委員長のお気持ちは良く分かるのですが、今まで何回もこの議論がされていて、同じことを何度も私も言っているような気がするのですが、今、委員長が言われましたようにですね、「まちづくり」というのは言葉の意味がすごく広いんですよ。実際にこの「自治基本条例」は他都市で「まちづくり基本条例」という形であるのはあるのですが、それは、「まちづくり」の広い意味をとったわけではなくて、「まちづくり基本条例」とは「自治基本条例」という意味だったと思うんですよ。</p> <p>私は、名前については、正確に名前を出すためには、「自治基本条例」の方が良いのだろうかと、ずっと思っているのですが、それとともに、副委員長がずっと心配されています、「自治であったら住民じゃないか」と、「住民以外で自治というのはおかしい」と言われましたが、私は実はその辺が少し分からないんですね。</p> <p>むしろ住民サービスというのは、住民だけではなくていろんな方々がいろんな立場で、いわゆる住民でない方々もこの市政というものに関わっているわけですから、そういう意味では自治というものをもう少し広く捉えて、住民だけの自治ではなくてですね、住民を含めた大分市に関わる様々な、ここでは市民という形でそれを言っているわけですけど、市民による自治というふうに、自治自体も考え直してこれからの大分市を作っていくということの方が良いのではないのかなという気がしています。</p> <p>ですから、市民と言いながらそれは住民ではないと言いますか、「自治」といったらイコール住民だ」というふうには私は思っていないのですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
副委員長	<p>普通、「自治」と言えば「住民自治」が基本で、今までの説明でいろんな市外から来ている人たちも、様々な公共サービスを受けるところはあるという説明はずっと受けていましたので、「市民」という広範囲な形で考えていっているのですが、いわゆる意見交換会の中で「自治」と言ったら「住民自治」というふうに、大概の人はそういうふうに考えてくる、説明を受けた我々であっても市民の広がりという部分に対してまだまだ抵抗感があるところも持っているのですが、そういう説明を受けていない、いわゆる普通の市民がこの「自治基本条例」というふうに「自治」という名前できたときには、そういうふうに限定された考え方でもってくる部分が出てくるので、そのときに、私どもはどう説明するのか、いわゆる「まちづくり」というときに、将来的には大分市のまちづくりをみんなの力で</p>

<p>委員</p>	<p>やりましょうという方向の中で物事を説明して行く方が皆分かりやすいのではないかなという想いで、私はそこに拘っている部分があるんです。</p> <p>両方のご意見はもっともと思うのですが、私は大分市民というのが自治の主体であると思っていますから、それに関わる人たち、市外から来る人たちをこの市民が大切にしていくというスタンスで、あくまで自治基本条例の一番の基本は、大分市に住んでいる人、そして、大分市に関わってくる人たちを大切にしていくということも、大分市の自治であるというふうに捉えたいと個人的には思っていますので、「自治基本条例」に賛成しています。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。どうぞ、積極的にご意見をいただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、どちらでも良いなというふうに思い始めてきまして、今般これまで何年かかけて大方見えてきたなという、ここに来るまでの経過が即ち「自治基本条例」ということで、イメージしていると思っていて、これからは少し柔らかく言っても良いのかなと。</p> <p>今までの議論の中でまさに自治基本条例をつくるということに進んできたのであれば、後はどういう命名でも、まちづくりでも敢えて硬くいなくても良いのではないかなというふうに思い始めた部分でありますので、ここで、がちがちに決めなくても良いのかなというふうに率直に思いましたので、意見交換しながらそういう問いかけでも良いのではないかなと思いました。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。貴重なご意見ありがとうございます。出来たら、多くの方々に聞かせていただいて、その結果、一定の方向性が出てくるかと思うのですが、いかがでしょうか。どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>すみません、第6章のまちづくりの「まちづくり」ということは、個々の自治会であったりとか校区であったりとかの、小さい区域を私たちの部会の方ではイメージしながら、そこで活性化してきたまちを、「じゃあ大分市としてどういうふうに活気付けていくのか。」というのが「自治基本条例」としての取組みになるのではないだろうかということで、「自治」を「まちづくり」は小さな単位ということで捉えて、「自治」というのを広く捉えてきて、話し合いをしてきたので、出来れば「(仮称)自治基本条例」の方でいていただきたいなと。</p> <p>この6章で「まちづくりの推進」というのがあるので、「それを推進するための基本となるものはなんなのか。」と言ったら、「広く捉えた『自治』なんだよ。」ということで進めていていただければなあと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。いかがでございましょうか。特にご意見が無いようでしたら、私の方で、まとめ案を作らせてもらってよろしいで</p>

すか。一応たたき台で、それでまたご審議ください、具体的にですね。
「(仮称)自治基本条例((仮称)まちづくり基本条例)」でいかがですか。よろしゅうございますか。

(はいの声)

特にご異論が無ければ、そのような形で市民の皆様方に呼びかける、この資料1のタイトルもそのように訂正させていただくということで、「明らかに名前については決定されていない含みはあるんです」ということを表にですね、出させていただくということを方向性、今の全体の委員の皆様方のご意見を聞かせていただきながら、私の勝手な感触でございますけれども、そういう方向性が一番よろしいのではないかとということでございます。

よろしいでしょうか。すいません、長時間ありがとうございました。

それではですね、このネーミングにつきましては以上のような対応の仕方をさせていただきたいと思えます。

で、次に具体的な段取りでございますが、このような日程、それから場所の仮押さえから本押さえに入らせていただいでよろしいでしょうか。これはいかがでしょうか。

特にご異論が無かったらこれで本押さえをさせていただいて、そして、今度はその場所等の担当のグリーンカルチャーセンターは11日で、一番最後は植田市民行政センターで、随分2週間以上の開きがございますので、やっぱり、10日過ぎのやつは出来るだけ急いだ方が良くと思いますので、決まりましたら、一斉に「こういう会合を行いますのでご参集よろしくをお願いします。」ということで、各戸に市報を配る方々と同じメンバーで伝達をしていただくということで、事務局どうですかね、具体的なやり方としてね、文書を作成して各戸に入れるというやり方もあるけれども、回覧板というのがありますよね、回覧板で各隣保班にずっと回していただくという方式もあると思うんですけれども、そちらの方がより簡便な方法なんですよ。経費的にもですね。

ですから、事務局としてはやっぱりいろんな財政負担とか考えると、後者の方がよろしいんじゃないんですかね。

事務局

すいません、本来であればですね、市報に掲載して、加えて回覧板方式ですというものがベストかもしれませんが、市報のサイクルがですね、かなり早い時期に原稿のスペースを取っておかないと、対応できないということもございまして、今回はこの日程でいきますと、回覧方式でさせていただければというふうには考えております。

なお、パブリックコメントにつきましては、11月15日号の市報に間に合うように今からはめ込みたいというふうに考えておりますので、そういう形でご了解いただきたいというふうに考えております。

委員長

はい、ありがとうございます。それでは、事務局の方のいろんな財政的、時間的な制約等があると、回覧板方式が一番よろしいようでございますので、結構でしょうか。

	<p>はい、特にご異論が無ければそうさせていただきたいと思います。</p> <p>そこです、実際に会場の予約から本決定に入らせていただきまして、後は参加者の決定でございますが、これは次回を中心として、調整をさせていただきたいと思いますので、また、お手を煩わせますけれども、スケジュール調整のご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>他に何か「これはどうなっている。」ということが抜けているのはございませんでしょうか。</p>
委員	<p>回覧という事でございますけれども、普通どおりで流しますとですね、なかなか回覧で「自治基本条例の会合を開きます。」と言っても、私はなかなか分からない人が多いと思ひますよ、正直言ひましてね。</p> <p>だから、その辺の注釈の中でですね、「自治基本条例」が「大分市の最高規範になる条例を策定検討中の会議ですよ。」というような注釈をですね、入れることによって、そうしたらいろいろな方が興味をもたれる方が増えてくるのだと思ひますけれども、単純に「自治基本条例意見交換会を開催します。」というお知らせというような形だけではですね、まだ市民の方は内容が分からないわけですよ。全体に流しているわけでもないわけですから。</p> <p>ですから、その辺を広報のときに押さえをしていただかないと、せっかくやったものが、ほとんど興味が無かったというようなことになるよりは、その辺の要点をうまくですね、興味をもたれるような文の構成に、事務局の方にしていただひいてですね、参加を促すような文を作成していただひきたいというようなお願ひでございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。事務局にちょっとお尋ねしますけれども、そういう分かりやすいパンフレットの的な回覧板というんですかね、「ああ、なるほどね」ということが分かるようなものの作成が25日、来週まで間に合ひますか。</p>
事務局	<p>すいませ、25日までには十分間に合ひのですが、日程の関係上ですね、今週くらいに各自治会長さんにお願ひにあがらないと、ちょっと難しいところがあるのかなというところですので、今いただひたご意見をですね、出来るだけ反映させるという前提で、先ほど話がございましたように、「(仮称)自治基本条例((仮称)まちづくり基本条例)市民意見交換会」という形ですね、準備をさせていただければありがたいと思ひますが。</p>
委員長	<p>いかがでしょうか。</p> <p>(了解の声あり)</p> <p>よろしいでしょうか。はい、出来たらですね、事務局レベルで確定段階で、即、委員の皆様にもちょっと送っていただけませんか。送っていただひいて、「いや、これはちょっと」というのがありましたら、ご意見をおっしゃってください。そして、最終的には私と事務局に任せていただけませ</p>

	<p>か、その調整は。</p> <p>一応、お目通しいただくように文章を送らせていただきますので。それと時間を切らせていただきますので、ここまでにご意見無ければということ。</p> <p>事務局、どういう段取りで、切羽詰ったところね、具体的に私は事務をやっていないからわからないけれども、委員の皆様方にやっぱり、それなりのお墨付きをいただいてやった方がよろしいのではないかと思いますので。そういう工夫は出来ましょうか。</p>
事務局	<p>回覧は11月1日号の市報と一緒に自治委員さんに回覧をしていただくように今、考えております。</p> <p>そうしますと、11月1日号の市報が10月21日に広聴広報課の方から発送されて、早いところは22日の今週の金曜日には自治委員さんのところに届くということです。</p> <p>そうしますと、本当に事務的で申し訳ないのですが、今晚とか明日にですね、印刷してこちらの方から自治委員さんの方に発送しないとですね、スケジュール的には正直、非常に厳しいという状況でございます。ですので、今のご意見を伺って、事務局の方で責任校正というわけではないのですが、そういった形で対応させていただくと一番ありがたいのですが、いかがでしょうか。</p>
委員長	<p>分かりました。そうしたら、私にご一任いただけませんか。私が…。良いですか。どうぞ。</p>
委員	<p>良いですか、私は自治委員ですが、集まらないと思うんですよね。ほとんど集まらないと思います。</p> <p>で、大分市内に670名くらいの自治委員がいらっしゃいますから、その方だけ、各校区、これ見ておりましたら、50名から60名くらいの自治委員がこの中にいると思うんですよね。その人達だけ集めて、「今こういうのを作っているんです」、「それはこういうものです」という説明だけで十分じゃないかと思うんですよね。</p> <p>市民全体にこれを宣伝するのは、その後で十分じゃないかと思えますけれど。</p>
委員長	<p>そうしたらですね、まず、広報するときに何かもう一工夫して、自治委員さんに「ぜひご出席いただきたい」というような特別なまた、お願いをですね、するような段取りを事務局どうですか。</p>
事務局	<p>段取りとしてですね、当然、自治委員さん宛てに「回覧をしてください。」とお願いをするわけですから、その際に併せて「自治委員さんには是非ご参加をください。」というような文章を添えてお願いできればというふうに考えていますので、自治委員さんには負担がかかるかもしれませんが、是非参加をいただくようお願いするつもりではあります。</p>

<p>委員長</p>	<p>そういう形で、是非お願いします。</p> <p>ではすいません、大体のところのステップが踏めそうでございます。それで、具体的な事務作業に入っていただこうかと思っております。</p> <p>もう一回、市民意見交換会の前に会議がございます。大変お忙しいところ恐縮ですけど、一週間後のこの時間帯にまたご協力いただければと思います。</p> <p>そこでほぼ先の段取りが見えてくると思いますので、事務局、委員さん方のスケジュール調整は25日で良いですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>今日ご欠席の委員さんもいらっしゃいますので、25日に極力皆様のスケジュールをご確認いただいております、25日に班編成が出来上がれば助かるかなと思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、今日は13名ほどの委員さんがご欠席で、その委員の皆様方にも本日の会議の決定をお知らせしなければいけませんので、25日を目途にスケジュール調整の準備に入ってまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、一応、今日用意させていただきました内容は以上ですが、「多様な文化の尊重等」の箇所の副委員長が心配されて、部会長がおっしゃった物理的な環境というようなことを意味しているわけではないという、一つの指針だという理解でございますが、一応それで特にご異論がなければ、事務局に作っていただいて、次回、最後にお目通しいただくということで、よろしいですか。</p> <p>はい、ではそういうことでお願いいたします。</p> <p>それではお約束の時間にまだ20分ほどありますが、一応本日結論が出ましたので、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p>